

シルバー派遣事業とは

シルバー人材センター連合会が厚生労働大臣に届出ることによって、実施することができます。これまでの請負や委任による就業ではできなかった従業員と混在した働き方や指揮命令を伴う業務がシルバー派遣事業では可能となります。

シルバー派遣事業を利用するまでの流れ

- 1 ご依頼・ご相談
- 2 派遣料金のお見積り
- 3 ご契約
- 4 派遣通知書の発行
- 5 派遣先台帳の整備

シルバー派遣事業のしくみ

会員 (派遣労働者)

- 派遣就業を希望するシルバー人材センター会員は派遣労働会員として登録します。
- 派遣労働登録会員はシルバー人材センターと労働契約を結び、労働契約に基づき就業します。
- 就業の範囲は次のとおりです。

臨時的かつ短期的な就業 (月10日程度)

または

その他の軽易な業務に係る就業 (週20時間程度)

- 派遣先の指揮命令を受けて就業します。
- 働いた対価は、シルバー人材センターから「賃金」として支払います。
- 労災保険の適用はありますが、社会保険(健康保険、厚生年金保険)および雇用保険の適用はありません。

これからは地域で新しい働き方にチャレンジしてみたいな!

シルバー人材センターなら安心して仕事が頼めます!

指揮命令

雇用関係

シルバー人材センター (派遣元)

派遣契約

賃金支払

派遣料金

シルバー派遣事業の利用料金

$$\text{シルバー派遣料金} = \text{A 派遣会員の賃金} + \text{B 派遣手数料 (A \times 20\%)} + \text{C 消費税 ((A+B) \times \text{消費税})}$$

事業主 (派遣先)

- 働く意欲のある経験豊かな会員を派遣します。対応できる会員がない場合は、派遣できない場合もあります。
- 危険、有害と判断される業務には応じられません。
- 一契約の契約最長期間は、原則一年になります。
- 派遣できる業務には、適用除外業務*があります。

《派遣できる業務》商品陳列、運搬作業、調理、食品製造、介護補助、事務補助、工場内軽作業、自動車運転業務、送迎業務、接客業務、管理業務、農業関係など
*港湾運送業、建設業務、警備業務、病院等における医療関係業務、危険または有害な作業については派遣できません。

- 派遣労働会員は、派遣先の指揮命令を受けて業務にあたります。
- 派遣労働会員は、臨時的かつ短期的な就業となっていますので、交代で働くことで、派遣先就業時間で対応が可能となります。
- 事前の面接や履歴書の送付の要請等会員を特定する行為は労働者派遣法により禁止されています。
- 派遣利用料金はシルバー人材センターにお支払いいただきます。
- 指揮命令により生じた損害は、派遣先が賠償責任を負います。
- 60歳以上の派遣労働者については、派遣受入期間の制限がありません。

派遣契約を締結する前に、職場体験・職場見学ができます。

シルバー会員のスムーズな就業につなげます。ご要望がございましたら、お気軽にシルバー連合会までお問い合わせください。

公益社団法人 広島県シルバー人材センター連合会

〒730-0005 広島市中区西白島町24番36号
http://www.sjc.ne.jp/akinokuni/

TEL 082-502-0468